

日南町総合文化センター使用料規定（平成21年4月1日改定）

日南町総合文化センター施設使用料（消費税込） 別表1

施設名	施設使用料		空調使用料
	1時間	全日	1時間
さつきホール全体	3,150	31,500	3,675
さつきホール舞台	840	8,400	1,050
さつきホールホワイエ	315	3,150	525
野外イベント広場	525	5,250	空調なし
200㎡以上	525	5,250	
200㎡未満	105	1,050	
シャワールーム		735	
施設名	30分間	全日	料金設定なし
多目的ホール	388	7,770	
第1・2研修室	199	3,990	
第3研修室	231	4,620	
第4・5研修室	231	4,620	
HVルーム	304	6,090	
楽屋1	178	3,570	
楽屋2	126	2,520	
楽屋3	126	2,520	

使用時間が30分(1時間)未満であるとき又は、使用時間に30分(1時間)未満の端数があるときは30分(1時間)とみなします。

日南町総合文化センター使用料基準

別表3

減免徴収基準						
利用者	さつきホール全体・ホール舞台のみ・ホールホワイエのみ野外広場・シャ			その他の施設		
	減免率					
	施設	設備・備品	空調	施設	設備・備品	空調
①町民が非営利、入場無料で使用(事業所は除く)	50%	50%	50%	50%	50%	50%
②減額使用登録団体が非営利、入場無料で使用(登録申請書による)	50%	50%	50%	50%	50%	50%
③町が後援する事業で非営利、入場無料で使用	50%	50%	50%	50%	50%	50%
④町が主催または共催する事業(営利、入場有料は問わない)	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※上記以外は減免対象外。  
 ※「非営利」とは利益を得ることが目的ではなく利用目的の実現のみを行う行為。  
 ※町が後援する事業であっても営利、入場有料の場合は、減免対象外。  
 ※日南町が後援及び主催・共催する場合は開催要項などを添付してください。

別表4

加算徴収基準						
利用区分	さつきホール全体・ホール舞台のみ・ホールホワイエのみ野外広場・シャ			その他の施設		
	加算率					
	施設	設備・備品	空調	施設	設備・備品	空調
①入場料の額が1,000円未満のとき	10%	10%		10%	10%	
②入場料の額が1,000円以上3,000円未満のとき	30%	30%		30%	30%	
③入場料の額が3,000円以上5,000円未満のとき	50%	50%		50%	50%	
④入場料の額が5,000円以上のとき	100%	100%		100%	100%	
⑤営利目的で使用	100%	100%		100%	100%	

※上記以外は加算対象外。  
 ※「営利」とは財産上・金銭上の利益を得る目的をもって事を行うこと。  
 例えば、物品の販売、展示、説明、宣伝。事業所の宣伝。営利目的での会員の勧誘(説明会)など。  
 有料での施術行為、機器のメンテナンス、修理行為など。  
 ※入場料を徴収してさらに営利行為を行う場合は「営利目的で使用」の区分となる。  
 ※入場料区分はチケット一人分の最高額で算出する。(当日割増し含む)

別表5

割り増し料金	
延長使用	25% 増し
時間外使用	50% 増し

※施設使用料の減免・加算後の金額を割増し